

議案第 68 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和 7 年度から原則全ての新築で省エネ基準適合が義務化されること、建築基準法に係る手続の見直しが行われること等を踏まえ、新たに審査対象となるものに係る料金区分の追加、審査を要する項目が増加することに対応するための手数料の増額等の所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載） | | |
|---|---------------------|--|
| 別表第1(第2条関係) | | |
| 手数料を徴収する事務 | 手数料の名称 | 手数料の額 |
| (1)から(36)まで（略） | (略) | (略) |
| (37) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 | 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 | アからエまで（略） オ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、アからエまでに規定する額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額 (ア) 建築基準法第6条の3第1項又は <u>第18条第4項</u> に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当しない場合 建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認申請等手数料の額に建築設備確認申請等手数料の額を加算した額 (イ) (略) |
| (38)及び(39)（略） | (略) | (略) |
| (40) 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の確認の申請等に対する審査 | 建築物確認申請等手数料 | <u>建築物の床面積の合計(建築物を建築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。))及び移転する場合を除く。))に</u> あつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、 <u>確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場</u> |

| | | |
|--|--------------|---|
| | | <p>合を除く。)にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積)について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。)にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。)が30平方メートル以内のときは8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは15,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは23,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは40,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは72,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは105,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは212,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは348,000円、50,000平方メートルを超えるときは605,000円</p> |
| (41) 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(同法第87条の4において準用 | 建築設備確認申請等手数料 | 1の建築設備につき、建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築 |

| | | |
|---|----------------------|---|
| <p>する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認の申請等に対する審査</p> | | <p>設備を設置する場合を除く。)にあつては、<u>18,000 円</u>、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあつては、<u>9,000 円</u></p> |
| <p>(42) 建築基準法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定に基づく工作物の確認の申請等に対する審査</p> | <p>工作物確認申請等手数料</p> | <p>1 の工作物につき、工作物を築造する場合(確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。)にあつては、<u>14,000 円</u>、確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあつては、<u>7,000 円</u></p> |
| <p>(43) 建築基準法第 7 条第 1 項又は<u>第 18 条第 16 項</u>の規定に基づく建築物の完了検査の申請等に対する審査</p> | <p>建築物完了検査申請等手数料</p> | <p>ア 建築基準法第 7 条の 3 第 4 項又は<u>第 18 条第 20 項</u>の規定による検査(以下この項及び次項において「中間検査」という。)において同法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定(以下この項において「建築基準関係規定」という。)に適合すると認められた建築物以外の建築物にあつては、当該建築物の床面積の合計(建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。以下この項において同じ。)が 30 平方メートル以内のときは <u>17,000 円</u>、30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のときは <u>23,000 円</u>、100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のときは <u>27,000 円</u>、200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のときは <u>39,000 円</u>、500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のときは <u>57,000 円</u>、</p> |

| | | |
|--|----------------------|---|
| | | <p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは<u>77,000円</u>, 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは<u>165,000円</u>, 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは<u>254,000円</u>, 50,000平方メートルを超えるときは<u>468,000円</u></p> <p>イ 中間検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物にあつては、当該建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のときは<u>16,000円</u>, 30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは<u>22,000円</u>, 100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは<u>26,000円</u>, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは<u>38,000円</u>, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは<u>56,000円</u>, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは<u>74,000円</u>, 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは<u>162,000円</u>, 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは<u>251,000円</u>, 50,000平方メートルを超えるときは<u>465,000円</u></p> |
| <p>(44) 建築基準法第7条の3第1項又は<u>第18条第19項</u>の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請等に対する審査</p> | <p>建築物中間検査申請等手数料</p> | <p>中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のときは13,000円, 30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは<u>16,000円</u>, 100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは<u>22,000円</u>, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは<u>35,000円</u>, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは</p> |

| | | |
|--|----------------|---|
| | | 53,000 円, 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のときは <u>74,000 円</u> , 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のときは <u>148,000 円</u> , 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のときは <u>242,000 円</u> , 50,000 平方メートルを超えるときは <u>449,000 円</u> |
| (45) 建築基準法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 16 項(同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の完了検査の申請等に対する審査 | 建築設備完了検査申請等手数料 | 1 の建築設備につき <u>30,000 円</u> |
| (46) 建築基準法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 16 項の規定に基づく工作物の完了検査の申請等に対する審査 | 工作物完了検査申請等手数料 | 1 の工作物につき <u>23,000 円</u> |
| (47) 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 24 項第 1 号若しくは第 2 号(同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 | (略) | (略) |
| (48) から (56) まで (略) | (略) | (略) |
| (57) 建築基準法第 48 条第 1 項ただし書, 第 2 項ただし書, 第 3 項ただし書, 第 4 項ただし書, 第 5 項ただし書, 第 6 項ただし書, 第 7 項ただし書, 第 8 項ただし書, 第 9 項ただし書, 第 10 項ただし書, 第 11 項た | (略) | (略) |

| | | |
|---|---------------------------|---|
| <p>だし書, 第 12 項ただし書, 第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書(同法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p> | | |
| <p>(58)から(63)まで (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>(64) 建築基準法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号(同法第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>(65)から(103)まで (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>(104) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下この号及び次号において「法」という。)第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> | <p>ア 法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り, 当該適合していることを証</p> |

する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関)の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関)の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸
(住宅の部分の一の住戸をいう。
以下同じ。)を有する住宅である
場合 4,000円

(イ)から(エ)まで (略)

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a及びb (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

| | | |
|--|---------------------------------------|---|
| | | <p>a 及び b (略)</p> <p>(ウ) 及び (エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> |
| (105) 法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | <p>ア (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合 <u>a 又は b</u> に規定する額</p> <p>a 及び b (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅である場合 <u>a 又は b</u> に規定する額</p> <p>a 及び b (略)</p> <p>(ウ) 及び (エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> |
| (106) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | <p><u>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)</u>の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)</u>に適合しているかどうかの</p> |

基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円, 25,000平方メートル以上のときは191,000円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは22,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000

平方メートル以上のときは
184,000円

イ 判定に係る建築物の用途が工場

等以外である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、

建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上のときは726,000円

(イ) 判定に係る建築物について、

建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは92,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは

| | | |
|--|---|---|
| | | 257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円 |
| (107) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | <p>ア 判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは13,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円, 25,000平方メートル以上のときは96,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは11,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メー</p> |

トル未満のときは 40,000 円,
5,000 平方メートル以上 10,000
平方メートル未満のときは
60,000 円, 10,000 平方メートル
以上 25,000 平方メートル未満
のときは 74,000 円, 25,000 平
方メートル以上のときは
92,000 円

イ 判定に係る建築物の用途が工場

等以外である場合にあつては、次
の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応
じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物につい

て、建築物エネルギー消費性能
基準に適合しているかどうかの
基準が、建築物エネルギー消費
性能基準等を定める省令第 1 条
第 1 項第 1 号ただし書に定める
方法又は標準入力法・主要室入
力法による場合 当該建築物の
床面積の合計が 1,000 平方メー
トル未満のときは 119,000 円,
1,000 平方メートル以上 2,000
平方メートル未満のときは
153,000 円, 2,000 平方メートル
以上 5,000 平方メートル未満の
ときは 218,000 円, 5,000 平方
メートル以上 10,000 平方メー
トル未満のときは 269,000 円,
10,000 平方メートル以上
25,000 平方メートル未満のと
きは 318,000 円, 25,000 平方メ
ートル以上のときは 363,000 円

(イ) 判定に係る建築物につい

て、建築物エネルギー消費性能
基準に適合しているかどうかの
基準が、モデル建物法による場
合 当該建築物の床面積の合計
が 1,000 平方メートル未満のと
きは 46,000 円, 1,000 平方メー

| | | |
|--|--------------------------------|--|
| | | <p>トル以上 2,000 平方メートル未満のときは 61,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 98,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 128,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 154,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 181,000 円</p> |
| <p>(108) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。) <u>第 34 条第 1 項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> | <p>ア <u>法第 34 条第 3 項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて, <u>法第 35 条第 1 項第 1 号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(<u>建築基準法第 77 条の 21 第 1 項</u>に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。))又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り, 当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>同項に規定する指定確認検査機関</u>の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。))又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り, 当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(<u>同項に規定する指定確認検査機関</u>の業務を実施しているものに限</p> |

る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに
限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合
(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)に
あつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)か
ら(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位
住戸を有する住宅である場合
申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を
定める省令第13条第3項第2
号の規定を適用する場合にあつ
ては、共用部分の床面積を除
く。)の合計が300平方メートル
未満のときは8,000円, 300平
方メートル以上2,000平方メー
トル未満のときは17,000円,
2,000平方メートル以上5,000
平方メートル未満のときは
37,000円, 5,000平方メートル
以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅
以外の部分を有する建築物であ
る場合 申請に係る建築物の住
宅の部分について、次のa又は
bに掲げる区分に応じ、当該a又
はbに定める額に、住宅以外の
部分の床面積の合計に応じて
(ウ)の規定により算出した額を
加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が2以
上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部
分の床面積(建築物エネルギー

一消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

イ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a及びb (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

b 申請に係る住宅について、誘

導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

ウ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー

| | | |
|--|----------------------------------|---|
| | | <p>一消費性能向上計画であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p> <p>エ <u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第34条第3項</u>の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物 一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p> |
| <p>(109) <u>法第36条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p> | <p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p> | <p>ア <u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積(<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合</u>にあつては、共用部分の床面積を除</p> |

く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 8,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 19,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 33,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について, 次の a 又は b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又は b に定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて (イ) の規定により算出した額

イ 法第 34 条第 3 項各号 に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸

を有する住宅である場合 a 又は b に規定する額

a 及び b (略)

(イ) 認定の対象が 2 以上の単位
住戸を有する住宅である場合

a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 14,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 24,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 43,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 65,000

円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

ウ 法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合(同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額

エ 法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合であって

| | | |
|--|-----------------------------------|---|
| | | <p>は、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)又は(イ)に定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第34条第3項</u>の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物 一の建築物につき、前号ア又はイに規定する額</p> <p>オ <u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第34条第3項</u>の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものを除く。) 一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p> <p>(ウ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものに限る。) 一の建築物につき、前号ア又はイに規定する額</p> |
| <p>(110) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u></p> | <p><u>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</u></p> | <p><u>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)</u>又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場</p> |

合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号において「適合証」という。)がある場合にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 4,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000

円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 14,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 22,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 67,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 106,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 133,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 167,000 円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について, 次の a 又は b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又は b に定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額

a 建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて (イ) の規定により算出した額

イ 適合証がない場合にあっては, 次の (ア) から (エ) までに掲げる区分に応じ, 当該 (ア) から (エ) までに定める額

(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸

を有する住宅である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号において「性能基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号において「モデル住宅法・フロア入力法」という。)又は同項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定

める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

- b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル住宅法・フロア入力法又は仕様基準による場合
当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

- a 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に

定める方法又は同号イに定める基準(次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 189,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 237,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 306,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 437,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 538,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 636,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 726,000 円

- b 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 72,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 92,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 121,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 196,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>方メートル未満のときは 257,000円, 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満のときは 308,000円, 25,000平方メートル以上のと きは 362,000円</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅 以外の部分を有する建築物であ る場合 申請に係る建築物の住 宅の部分について, 次の a 又は b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又 は b に定める額に, 住宅以外の 部分の床面積の合計に応じて (ウ)の規定により算出した額を 加算した額</p> <p>a 建築物の住宅の部分が 1 の 単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額</p> <p>b 建築物の住宅の部分が 2 以 上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部 分の床面積(建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省 令第 4 条第 3 項第 2 号の規定 を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の 合計に応じて(イ)の規定によ り算出した額</p> |
| <p>(111) 建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関す る法律施行規則(平成 28 年 国土交通省令第 5 号)第 11 条の規定に基づく同規則 第 3 条(同規則第 7 条第 2 項において準用する場合 を含む。)の軽微な変更 に該当していることを証 する書面の交付の申請に 対する審査</p> | <p>建築物エネルギー 消費性能確保 計画の軽微な変 更に関する証明 書の交付申請手 数料</p> | <p>ア 証明に係る建築物(住宅以外の 部分に限る。以下この号において 同じ。)の用途が工場, 危険物の貯 蔵若しくは処理に供するもの, 水 産物の増殖場若しくは養殖場, 倉 庫, 卸売市場又は火葬場若しくは と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場 その他の処理施設(以下この号に おいて「工場等」という。)である 場合にあっては, 次の(ア)又は (イ)に掲げる区分に応じ, 当該 (ア)又は(イ)に定める額</p> |

(ア) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円

(イ) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは11,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円、25,000平方メートル以上のときは92,000円

イ 証明に係る建築物の用途が工場

等以外である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円

(イ) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000

| | | |
|--------------------|-----|--------------------------|
| | | 平方メートル以上のときは 181,000円 |
| (112)から(137)まで (略) | (略) | (略) |

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

| 手数料を徴収する事務 | 手数料の名称 | 手数料の額 |
|--|---------------------|--|
| (1)から(36)まで (略) | (略) | (略) |
| (37) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 | 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 | アからエまで (略) オ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、アからエまでに規定する額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額 (ア) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に該当しない場合 建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認申請等手数料の額に建築設備確認申請等手数料の額を加算した額 (イ) (略) |
| (38)及び(39) (略) | (略) | (略) |
| (40) 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の確認の申請等(以下この号において「申請等」という。)に対する審査 | 建築物確認申請等手数料 | ア イ又はウ以外の場合にあつては、建築物の床面積の合計(建築物を建築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。))及び移転する場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の |

計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。)にあつては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定し、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。)が30平方メートル以内のときは11,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは21,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは34,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは50,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは79,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは117,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは220,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは361,000円、

50,000 平方メートルを超えるときは 617,000 円

イ 当該建築物の建築について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下この号において「省令」という。)第 2 条第 1 項第 1 号の規定を適用する場合にあっては、アに規定する額に、一の建築物につき(ア)又は(イ)に規定する額を加算した額

(ア) 申請等の対象が 1 の単位住戸(住宅の部分の一の住戸をいう。以下同じ。)を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この号において同じ。)が 200 平方メートル未満のときは 11,000 円、200 平方メートル以上のときは 12,000 円

(イ) 申請等の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 19,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 31,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 48,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 63,000 円

ウ 当該建築物の建築について省令第 2 条第 2 項の規定を適用する場合にあっては、アに規定する額に、一の建築物につき(ア)又は(イ)に規定する額を加算した額

(ア) 申請等の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合に

| | | |
|--|---------------|--|
| | | <p>つては、当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは5,000円、200平方メートル以上のときは6,000円</p> <p>(イ) 申請等の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは15,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは24,000円、5,000平方メートル以上のときは31,000円</p> |
| (41) 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認の申請等に対する審査 | 建築設備確認申請等手数料 | 1の建築設備につき、建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)にあっては、 <u>21,000円</u> 、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては、 <u>11,000円</u> |
| (42) 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の確認の申請等に対する審査 | 工作物確認申請等手数料 | 1の工作物につき、工作物を築造する場合(確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。)にあっては、 <u>18,000円</u> 、確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあっては、 <u>9,000円</u> |
| (43) 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物の完了検査の申請等に対する審査 | 建築物完了検査申請等手数料 | ア 建築基準法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による検査(以下この号及び次号において「中間検査」という。)において同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下この号において「建築基準関係規定」という。)に適合すると認められた建築物以外の建築物にあっては、当該建築物の床面積の合計(建築物を建築し |

た場合(移転した場合を除く。)に
あつては、当該建築に係る部分の
床面積について算定し、建築物を
移転し、又はその大規模の修繕若
しくは大規模の模様替をした場合
にあつては、当該移転、修繕又は
模様替に係る部分の床面積の2分
の1について算定する。以下この
号において同じ。)が30平方メー
トル以内のときは19,000円、30
平方メートルを超え100平方メー
トル以内のときは27,000円、100
平方メートルを超え200平方メー
トル以内のときは34,000円、200
平方メートルを超え500平方メー
トル以内のときは51,000円、500
平方メートルを超え1,000平方メ
ートル以内のときは69,000円、
1,000平方メートルを超え2,000
平方メートル以内のときは
94,000円、2,000平方メートルを
超え10,000平方メートル以内の
ときは200,000円、10,000平方メ
ートルを超え50,000平方メー
トル以内のときは311,000円、
50,000平方メートルを超えると
きは573,000円

イ 中間検査において建築基準関係
規定に適合すると認められた建築
物にあつては、当該建築物の床面
積の合計が30平方メートル以内
のときは17,000円、30平方メー
トルを超え100平方メートル以内
のときは25,000円、100平方メー
トルを超え200平方メートル以内
のときは32,000円、200平方メー
トルを超え500平方メートル以内
のときは50,000円、500平方メー
トルを超え1,000平方メートル以
内のときは68,000円、1,000平方

| | | |
|--|----------------|--|
| | | メートルを超え2,000平方メートル以内のときは <u>91,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは <u>196,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは <u>306,000円</u> , 50,000平方メートルを超えるときは <u>568,000円</u> |
| (44) 建築基準法第7条の3第1項又は <u>第18条第28項</u> の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請等に対する審査 | 建築物中間検査申請等手数料 | 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のときは13,000円, 30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは <u>18,000円</u> , 100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは <u>26,000円</u> , 200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは <u>39,000円</u> , 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは <u>55,000円</u> , 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは <u>77,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは <u>150,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは <u>247,000円</u> , 50,000平方メートルを超えるときは <u>450,000円</u> |
| (45) 建築基準法第7条第1項又は <u>第18条第20項</u> (これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の完了検査の申請等に対する審査 | 建築設備完了検査申請等手数料 | 1の建築設備につき <u>32,000円</u> |
| (46) 建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は <u>第18条第20項</u> の規定に基づく工作物の完了検査の申請等に対する審査 | 工作物完了検査申請等手数料 | 1の工作物につき <u>25,000円</u> |

| | | |
|--|-----|-----|
| <p>(47) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査</p> | (略) | (略) |
| <p>(48)から(56)まで (略)</p> | (略) | (略) |
| <p>(57) 建築基準法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書(これらの規定を同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p> | (略) | (略) |
| <p>(58)から(63)まで (略)</p> | (略) | (略) |
| <p>(64) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(これらの規定を同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p> | (略) | (略) |

| (65)から(103)まで (略) | (略) | (略) |
|--|---------------------------|--|
| <p>(104) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> | <p>ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって<u>指定確認検査機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。)</u>の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>指定確認検査機関</u>の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(<u>指定確認検査機関</u>の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適</p> |

合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 4,000円

(イ)から(エ)まで (略)

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 aからcまでに規定する額

a及びb (略)

c 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号及び次号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 aからcまでに規定する額

a及びb (略)

c 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅

| | | |
|---|----------------------|--|
| | | <p><u>の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 42,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 71,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 124,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 181,000 円</u></p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> |
| (105) 法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | <p>ア (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合 <u>a から c までに規定する額</u></p> <p>a 及び b (略)</p> <p>c <u>申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が 200 平方メートル未満のときは 11,000 円, 200 平方メートル以上のときは 12,000 円</u></p> <p>(イ) 認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅である場合 <u>a から c までに規定する額</u></p> <p>a 及び b (略)</p> <p>c <u>申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 21,000</u></p> |

| | | |
|--|---------------------------------------|--|
| | | <p>円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは62,000円，5,000平方メートル以上のときは91,000円</p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> |
| (106) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | <p>ア 判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 判定に係る住宅について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(1)に定める基準)をいう。以下この号及び次号において同じ。)による場合</u></p> <p><u>当該単位住戸の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この号及び次号において同じ。)が200平方メートル未満のときは28,000円，200平方メートル以上のときは32,000円</u></p> <p>(イ) 判定に係る住宅について、<u>建築物エネルギー消費性能基準</u></p> |

に適合しているかどうかの基準が、仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ(2)に定める基準)をいう。以下この号及び次号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(ウ) 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号及び次号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円

イ 判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のときは 96,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 163,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 234,000 円

(イ) 判定に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 27,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 47,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 86,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 130,000 円

(ウ) 判定に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 42,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 71,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 124,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 181,000 円

ウ 判定の対象が住宅以外の建築物であって, その用途が工場, 危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの, 水産物の増殖場若しくは養殖場, 倉庫, 卸売市場又は火葬場若しくはと畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあっては,

次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

- (ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のときは19,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円
- (イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のときは16,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満の

ときは22,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円

エ 判定の対象が住宅以外の建築物であつて、その用途が工場等以外である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 72,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 92,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 121,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 196,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 257,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 308,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 362,000 円

オ 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては、判定に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分について、次の(ウ)又は(エ)に掲げる区分に応じ、当該(ウ)又は(エ)に定める額を加算した額

(ア) 判定に係る建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 判定に係る建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

(ウ) 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である

| | | |
|--|---|--|
| | | <p>場合 <u>当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額</u></p> <p>(エ) <u>判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてエの規定により算出した額</u></p> |
| (107) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | <p>ア <u>判定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額</u></p> <p>(ア) <u>判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円</u></p> <p>(イ) <u>判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円</u></p> <p>(ウ) <u>判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円、200平方メートル以上のときは12,000円</u></p> <p>イ <u>判定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあつては、次の(ア)から(ウ)までに掲げ</u></p> |

る区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 判定に係る住宅について、
建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

(イ) 判定に係る住宅について、
建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 14,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 24,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 43,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 65,000 円

(ウ) 判定に係る住宅について、
建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 21,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 36,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 62,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 91,000 円

ウ 判定の対象が住宅以外の建築物

であって、その用途が工場等である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは13,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは11,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 60,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 74,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 92,000 円

エ 判定の対象が住宅以外の建築物

であって、その用途が工場等以外である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 95,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 119,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 153,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 218,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 269,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 318,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 363,000 円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計

が 300 平方メートル未満のときは 36,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 46,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 61,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 98,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 128,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 154,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 181,000 円

オ 判定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては, 判定に係る建築物の住宅の部分について, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額に, 住宅以外の部分について, 次の(ウ)又は(エ)に掲げる区分に応じ, 当該(ウ)又は(エ)に定める額を加算した額

(ア) 判定に係る建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 判定に係る建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

(ウ) 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額

(エ) 判定に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外で

| | | |
|--|-------------------------|--|
| | | ある場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてエの規定により算出した額 |
| (108) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。) <u>第29条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、 <u>法第30条第1項第1号</u> に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) (略) |

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合
申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について, 次のa又はbに掲げる区分に応じ, 当該a又はbに定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって, 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 aからcまでに規定する額

a及びb (略)

c 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは21,000円、200平方メートル以上のときは23,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合
a から c までに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未

満のときは 86,000 円, 5,000
平方メートル以上のときは
130,000 円

c 申請に係る住宅について, 誘
導基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法
による場合 申請に係る住宅
の床面積の合計が 300 平方メ
ートル未満のときは 42,000
円, 300 平方メートル以上
2,000 平方メートル未満のと
きは 71,000 円, 2,000 平方メ
ートル以上 5,000 平方メート
ル未満のときは 124,000 円,
5,000 平方メートル以上のと
きは 181,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅
以外の部分を有する建築物であ
る場合 申請に係る建築物の住
宅の部分について, 次の a 又は
b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又
は b に定める額に, 住宅以外の
部分の床面積の合計に応じて
(ウ)の規定により算出した額を
加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が 2 以
上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部
分の床面積の合計に応じて
(イ)の規定により算出した額

ウ 法第 29 条第 3 項各号に掲げる
事項の記載がない建築物エネルギ
ー消費性能向上計画であって, 建
築基準関係規定適合審査を受ける
よう申し出る場合にあっては, ア
又はイに規定する額に, この表の
低炭素建築物新築等計画認定申請
手数料の項におけるウ(ア)又は

| | | |
|--|----------------------------------|--|
| | | <p>(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p> <p>エ <u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあっては、申請に係る建築物について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第29条第3項</u>の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第29条第3項</u>の他の建築物 一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p> |
| <p>(109) <u>法第31条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p> | <p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p> | <p>ア <u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅</p> |

以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて (イ) の規定により算出した額

イ 法第 29 条第 3 項各号 に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合 (建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。) にあつては、次の (ア) から (エ) までに掲げる区分に応じ、当該 (ア) から (エ) までに定める額

(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合 a から c までに規定する額

a 及び b (略)

c 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積が 200 平方メートル未満のときは 11,000 円、200 平方メートル以上のときは 12,000 円

(イ) 認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅である場合 a から c までに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘

導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 14,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 24,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 43,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 65,000 円

c 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 21,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 36,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 62,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 91,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅

以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額

a (略)

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて (イ) の規定により算出した額

ウ 法第 29 条第 3 項各号 に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合 (同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。) にあつては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ (ア) 又は (イ) に掲げる区分に応じ、当該 (ア) 又は (イ) に定める額を加算した額

エ 法第 29 条第 3 項各号 に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次の (ア) 又は (イ) に定める額をそれぞれ加算した額

(ア) 法第 29 条第 3 項 の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額

(イ) 法第 29 条第 3 項 の他の建築物 一の建築物につき、前号

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>ア又はイに規定する額</p> <p>オ <u>法第 29 条第 3 項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第 29 条第 3 項</u>の申請建築物 ア, イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第 29 条第 3 項</u>の他の建築物(追加に係るものを除く。)一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p> <p>(ウ) <u>法第 29 条第 3 項</u>の他の建築物(追加に係るものに限る。)一の建築物につき、前号ア又はイに規定する額</p> |
| <p>(110) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条</u>の規定に基づく<u>同令第 5 条</u>(<u>同令第 9 条第 2 項</u>において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> | <p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</p> | <p><u>ア</u> <u>証明の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合</u>にあつては、<u>次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額</u></p> <p>(ア) <u>証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(1)に定める基準)をいう。以下この号において同じ。)</u>による場合 <u>当該単位住戸の床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下</u></p> |

この号において同じ。)が200平方メートル未満のときは14,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 証明に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては, 同号ロ(2)に定める基準)をいう。以下この号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円, 200平方メートル以上のときは8,000円

(ウ) 証明に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 仕様・計算併用法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号において同じ。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは11,000円, 200平方メートル以上のときは12,000円

イ 証明の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合にあっては, 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 証明に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準

に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

(イ) 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 14,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 24,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 43,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 65,000 円

(ウ) 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合 当該住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 21,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 36,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 62,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 91,000 円

ウ 証明の対象が住宅以外の建築物であって、その用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若

しくはと畜場，汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設（以下この号において「工場等」という。）である場合にあっては，次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ，当該（ア）又は（イ）に定める額

（ア） 証明に係る建築物について，建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が，建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準（以下この号において「標準入力法・主要室入力法」という。）による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満 のときは 10,000 円，300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 のときは 13,000 円，1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のときは 18,000 円，2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のときは 42,000 円，5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のときは 63,000 円，10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 のときは 77,000 円，25,000 平方メートル以上 のときは 96,000 円

（イ） 証明に係る建築物について，建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が，建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下この号において「モデル建物法」という。）による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平

方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは11,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円

エ 証明の対象が住宅以外の建築物であって、その用途が工場等以外である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 証明に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは119,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のと

きは318,000円,25,000平方メートル以上のときは363,000円
(イ) 証明に係る建築物について,建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が,モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは46,000円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円,25,000平方メートル以上のときは181,000円

オ 証明の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合にあっては,証明に係る建築物の住宅の部分について,次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ,当該(ア)又は(イ)に定める額に,住宅以外の部分について,次の(ウ)又は(エ)に掲げる区分に応じ,当該(ウ)又は(エ)に定める額を加算した額

(ア) 証明に係る建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 アに規定する額

(イ) 証明に係る建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 当該建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額

| | | |
|---------------------------|-----|--|
| | | <u>(ウ) 証明に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額</u> <u>(エ) 証明に係る建築物の住宅以外の部分の用途が工場等以外である場合 当該建築物の住宅以外の部分の床面積の合計に応じてエの規定により算出した額</u> |
| <u>(111)から(136)まで</u> (略) | (略) | (略) |

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。